

教育委員会会議の概要（令和元年10月定例会）

- ◆ 日 時 令和元年10月23日（水）午前10時から午前11時58分まで
- ◆ 場 所 教育局第1会議室
- ◆ 出 席 者

教 育 長	佐々木 洋	出席
委員・教育長職務代理者	吉田 利弘	出席
委 員	花輪 公雄	出席
委 員	中村 尚子	出席
委 員	里村 正治	出席
委 員	阿子島 佳美	出席
委 員	梅田 真理	出席

◆会議の概要

1 開 会

2 議事録署名委員の指名 中村 委員

3 報 告 事 項

（1）博物館の臨時休館について

（博物館長 報告）

資料にもとづき報告

（質疑なし）

（2）平成30年度仙台市における いじめ・不登校・暴力行為の状況について

～文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の課題に関する調査」結果より～

（教育相談課長 報告）

資料にもとづき報告

里 村 委 員 こういう統計資料は回答する人の解釈の違いや、その時々の流れによって、科学の実験データとは違い、完璧に正確とは言えないと思うが、これから仙台市では、いじめや暴力行為の問題について、どういう施策を打っていかうと検討しているのか。加えて、この調査資料のどの部分に重きを置いてそういう施策を打とうとしているのか、説明をいただきたい。

教育相談課長 今回、特に暴力行為の件数が急増した9校を訪問し状況確認を行った。いずれも言葉でコミュニケーションをとることが上手くできずに、つい手や足が出てしまうケー

スが小学校の低学年、特に1年生が多い。中学校においては、小学校から中学校に環境が変わった中で起こる生徒間のトラブルが多いことが分かった。また、単に1対1の関係の中で起こるケースと、学級づくりの中で暴力行為が発生しているケースといった状況の違いもヒアリングから見えてきている。したがって、指導困難学級への対策としての助言・指導の手だて、あるいは子どもたちのコミュニケーション能力を高めるような取組みを対策として厚くしていきたいと考えている。

里 村 委 員 暴力行為が増えたことだけに焦点を当てていると、もっと底流に流れている大きな問題を見逃す可能性はないか。暴力行為の対応については、顕著に出た結果なので、力を入れていくことを否定はしないが、それを除いたところのベーシックな部分で何か考えていることはないか。

例えば、小学校と中学校では違う部分もあると思うが、冷やかしやからかいの件数が多くカウントされている。この点について、どのように解釈されているか。

教育相談課長 冷やかしやからかいは、当事者にいわゆる暴力という意識がないまでも、日常の関わりの中で相手に意思を伝える方法として子どもたちがそういう行為を行っている。子どもたちのコミュニケーション能力が低下傾向にあり、相手の身になって考える、他者理解という部分が低下していることを体感している。したがって、いじめ対策の中でも他者理解という部分をふくらませ、いじめのサミットやストップ・リーダー研修で取り組んでいるところであるが、各学校に取組みをなお浸透させていくべく、周知を図っていく必要があると考えている。

里 村 委 員 お答えは具体的な説明にやや不足していると感じる。周知徹底することは当たり前のことであるが、実はすごく難しい。その難しいことをどういう仕組みをつくって行うのかというのが質問である。

他者理解が不十分であるという認識については、私もそう思うが、子どもたちに他者を理解するとか、尊敬するということを学校でどういう仕組みの中で教えていこうとしているのか。国語でやるのか、あるいは道徳でやるのか、あるいはクラブ活動でもできるはずだとなると、特定の科目で整理するものではないと思う。それから、他者理解を子どもたちに教えるには、先生方も共通の目的意識をしっかりと持ってもらうなければいけない。子どもたちは一人一人、その受容度が異なるので、算式を教えるのとは違う性格の教育だと思う。

教育相談課長 周知に関しては、教育委員会で行っているいじめのサミットや、ストップ・リーダー研修の中で子どもたちへの道徳の授業などを、その場の行事として完結するのではなく、その活動の取組みを学校現場におろしていく。具体的には授業モデル、いわゆる指導案モデルを全ての学校にお知らせし、それを実践してもらっている。学活や道徳という特定の教科だけではなく、日常の学校生活の様々な場面で相手の考えや思いを大人が間に入って知らせていくスタンスを持って、授業も含めたモデルを学校にどんどん出していきたい。

中 村 委 員 いじめの発見のきっかけは、学級担任の発見が多く、先生方が子どもたちに目を配っていただいているということである。そして、相談の状況も小中学校では学級担任への相談が増加しており、先生と生徒の信頼関係ができ上がってきていることが結果から見えてきたのは良いことだと思う。資料に出ているのは前年度と今年度なので、いじめの問題や不登校、暴力行為は単年度の結果を見て一喜一憂するのではなく、できればもう少し長い期間で仙台市の傾向がわかる資料があるとありが

たい。併せて、学年によっても傾向が違ふと思うので、そういった点も研究してみてもどうかと思う。

花輪委員 1つ目は要望で、中村委員からも意見があったように、前年度との比較ではなく、最低5年ぐらいの時系列で資料を提示していただきたい。

2つ目は、里村委員からも意見があったが、こういうアンケート調査は、される側の意識、その人がどういうふうに判断して、例えばこれは暴力行為だ、そうではないという認識に差があると非常に大きなデータの齟齬が出てくる。例えば、いじめの認知件数の増加率が国全体では31%であるのに対し、本市が5.4%。これは恐らくいろいろな地域でいじめに対する考え方、認識に差があったが、もう少し感度を上げなさいという文部科学省の指導もあり、これまではカウントしていなかった案件も件数に加えたことで急上昇したのだと思う。そういった意味からすると、最後の暴力行為が国全体では15.1%の増加に対して、市では38.9%の増加であり、この中身をきちんと分析しなければいけないと思う。例えば今回、各学校にアンケート調査するとき、こういうのも暴力行為の対象であるという、今までと違った認識をお願いしたのかどうか、こういう点も含めて解釈しなければいけないと思う。実際に昨年との変更点があればお聞きしたい。

3つ目は感想だが、非常に大きな問題となっている神戸市の小学校で起こった先生による先生に対するいじめの件である。その小学校では実はいじめが昨年度から急増しているという報道があった。因果関係の分析は慎重にやらなければいけないと思うが、十分にあり得ると思った。仙台市立の小学校、中学校でも、例えば先生間でのいじめだけではなく、体罰等があった場合など、それを見ている子どもたちがどう思うのかと考えると、やはり先生方は模範を示す必要があると思った。

教育相談課長 各学校に調査をお願いするに当たり、暴力行為の解釈については、文部科学省から具体が示されていることを踏まえ、各学校からの問い合わせには個別に電話で対応した。もう一つ、平成29年度から実施したいじめの事案報告は、全ての事案を報告いただくもので、押した、あるいはたたいたというものも、ありのままを具体で書いてくださいと徹底してお願いしている。この部分と今回の文部科学省の調査は、学校としてはリンクする形で、いじめの事案報告に記載したものを全て今回の調査にも記載していることが回答を確認して分かっている。いじめも暴力行為も軽微と判断せず、あったものはきちんと計上してほしいと学校には伝えている。

教育長 特に暴力行為の部分で件数が増加しているので、この点に関して、増加した背景や、今までより細かく学校から提出してもらった、あるいは個別の学校とのやりとりで紹介できるものがあつたら教えてほしい。

教育相談課長 学校としては小学校低学年の日常的な行為を含めるか否かで迷いがあるようであった。以前は、けがをして病院に行った場合等は暴力行為として計上していたが、例えば例示の中には腕をつかんだというものがあり、このようなものを計上する必要があるのかという問い合わせがあった。これについては、計上するよう伝えた。

教育長 資料6ページの真ん中ほどに暴力行為という注釈があり、なお書きのあたりに記載してある。けがで医療機関に行った、警察に通報したなどにかかわらず報告するということで、かなり細かい案件も上がってきている。

吉田委員 この3つの調査項目が全て背景に共通するところがあると思っている。そこで、「いじめの状況について」のところで話をさせていただく。

初めてこの調査の結果が出たときは件数に驚いたが、逆に潜在化しているいじめを顕在化させることで、その内容が明らかに把握でき、具体の対応ができるのではないかということで、ある意味では前向きな受けとめ方をしてきた。ところが、認知件数の推移を見ると、小学校の場合は12,000件台が続いている。中学校の場合は1,700から1,900件という数が変わらず続いている。これまで、さまざまな施策を講じてきたが、件数が変わらないところを見ると、残念ながらまだ我々の思い、行為が児童生徒の一人一人の心の中まで届いていなかったという反省をしなければならない。

あわせて、いじめ条例が今年4月から施行された。条例を決める際に、当事者である子どもを蚊帳の外に置いてはいけないということで、第4条の規定を設け、さらに学校いじめ防止基本方針を策定する際も児童生徒の意見を反映させるという内容の規定を設けたが、なかなかそれは届いていなかったという結果が出たのである。基本方針に子どもの意見を反映させることが非常に大事だと思っているが、実際に各学校では、具体的にどのような内容を、どのような方法で子どもたちの意見を反映させたのか教えていただきたい。

教育相談課長 取組みの例として、5月に各学級で学校の基本方針をつくっていくことを子どもたちに説明した後、全ての学級で班ごとに話し合いを行った中学校がある。自分たちでいじめ防止に向けてできること、いじめをなくすために先生方にしてほしいこと等のテーマで話し合い活動を行い、その結果を子どもたちが模造紙にまとめて、廊下に掲示する。それをクラスごとに意見を集約し、学級の意見としてまとめる。これを印刷し、全校生徒に配布する。さらに全校集会でクラス代表がそれを発表する。こういったものを地域の方に披露し、そこで地域の方にも意見をいただく。さらに、保護者にも周知しながら意見をいただき、子どもたちが話し合いをした内容を大人へ伝え、大人と一緒に話し合い、基本方針の中に入れ込んでいく。具体的には、子どもたちがつくった私たちの行動宣言というものを、自主的ないじめの未然防止策として、学年のレクリエーションや学級活動においてコミュニケーションをとるゲームの中で実施している。

吉田委員 私のあってほしい姿を紹介してもらえた。やはり人がつくった決まり事を守るよりも、その決まり事をつくることに参画する意識があれば、決まり事を守る姿勢が出てくる。全ての小中学校で、改正のたびに子どもたちの意見を取り入れる機会を設けて、実のある条例、基本方針にしていきたい。

あわせて、ここ数年にわたって、いじめを起こしてはだめだということできざまな施策を講じて、学校、教員、子どもたちに届けようとしてきたが、今回の結果を見るとまだまだだと思う。今後も新しい施策を行うと思うが、これまでの施策を検証して、本当に実効性のある施策は何か、効果の薄い施策は思い切ってスクラップしなければならないと思う。

阿子島委員 このアンケートの結果を見て、暴力行為が大きく増えていることに驚いたが、日常の学校生活の中で、友達にちょっとたたかれたとかも大きいいじめにつながるうちに先生方が注意深く見てくれていて早期に発見してくださっているとも考えられる。昨年も今年も、小学校の低学年と中学1年生で件数が多いので、その後のいじめ件数が減っているのかどうかの追跡調査を行うなど、校内のいじめがより減っていくような形で、この調査をうまく使っていただきたい。

梅田委員 1点目は、吉田委員もおっしゃった施策の検証についてである。報告いただいた事

例はとてもすばらしいと感じたが、ではなぜ、そういった良い事例が全ての学校に広がらないのかという点を検証していただく必要がある。良い事例が広がらない背景に何があるのか考えていかないと、せっかくの良い事例が単独の学校のことで終わってしまうので、良い事例が広がっていくような取組みも進めていっていただきたい。

2点目は、学級担任の先生が発見したいじめの件数、あるいはその対応として担任の先生に相談をしたという件数が非常に増えていることは喜ばしいことだと思う。しかし、仙台市を含め全国的に、どんどん教員が若くなっていき、ベテランの教員が少なくなっている現状や、教員の多忙化の問題などで、本来、学校の教員が一番に取り組むべき子どもと向き合う十分な時間が確保されているかという点と、それに応えられるような教員の資質、専門性がきちんと培われているかという点が懸念される。当然、経験の少ない若手の先生は育てていくべきものであり、先輩が後輩を育てることも重要な責務であると思うが、そのことができる体制が現状の学校にあるかどうか、きちんと考えていただきながら、代替わりは仕方がないことなので、若手をどう育てていくか、きちんと子どもと向き合える教員をどう育てていくかということを大切に考えていただきたい。

3点目は、長期欠席の児童生徒のうち、病氣と書かれている児童生徒数が相当数いるが、全ての病院に院内学級があるわけではない。長期間学習できない状況にある子どもたちがいないのか、また、学校に戻れても学習についていけないのか気になる。他の調査では学校に戻っても学習についていけないために不登校になってしまう子ども少なからずいるという報告を聞いているので、長期欠席後の学校への復帰がどのようになっているのか調査をしていただけたらありがたい。

最後に不登校の要因のところ、これは国の分類であるから仕方がないが、市が独自に行った調査では、学力、勉強に不安があるという子どもたちも結構いた。その中で、項目を見ていくと、不安とか無気力というのを解消するのはなかなか難しいが、学習の不安、学力不振という部分は学校で解消すべきだと思うので、不安を感じている子どもたちが少しでも減って、全体として不登校の子どもたちが減ることにつなげていってほしい。

里 村 委 員 2、3ページのいじめ発見のきっかけと、いじめられた児童生徒の相談の状況についての表に合計の数字を入れていただきたいと思う。相談の状況の表の見方についてお聞きしたい。表を見ると、「学級担任に相談した」、「保護者や家族等に相談した」という回答が多いが、両方に相談した児童生徒は両方に含まれているということではないのか。そうだとすると、小学校のH30のいじめ発見のきっかけの表の一番上に「学級担任が発見した」は517であるが、同年の「学級担任に相談した」は8,679で、大きく桁が違っている。これの理解は、学級担任が発見したのは517であるが、その後8,000件余りの相談を児童生徒から受けたという理解でいいのか。

教育相談課長 アンケートを踏まえて「学級担任に相談した」という件数が入っている。

里 村 委 員 いじめの発見の表を見ると、「アンケート調査など学校の取組により発見した」が9,500である。今のご説明は、アンケート調査で学校が発見して、そして学級担任が児童生徒に声をかけたという理解であるか。

教育相談課長 2ページの表の区分として、「学校の教職員等が発見した」が1万213あり、内訳として「アンケート調査など学校の取組により発見した」が9,599、「学級担任が発見した」が517である。3ページの表に行くと、これを受け「学級担任に相談した」と

というのは、発見の経緯はさまざまで、複数回答となっているが、学級担任に子どもが相談した数は8,679である。

里 村 委 員 そうすると、「学級担任に相談した」というのは子どもたち「が」なので、先生がアンケートを読んで、子どもたちに話しかけたというのは、この統計には出ていないと解釈しているが、それでよろしいのか。

もう1点は、この表の欄のつくり方について賛同しかねる。なぜかという、「アンケート調査など学校の取組により発見した」という概念は、「学級担任が発見した」とは違う。もう少し正確に言うと、今は「学校の教職員等が発見した」と「学校の教職員以外からの情報により発見した」と2区分されている。私の意見は、アンケート調査で発見したのは3区分目にすべきだと思う。つまり、アンケート調査で発見するようなことではだめだというのが私の意見である。いじめの条例をつくるときにも申し上げたが、いじめをゼロにしたいが、なかなかそれは実現が難しい。そうすると、次の一手は早期発見である。早期発見について、アンケートでわかるようではだめである。学級担任なり、教職員以外の方でもいいので、アンケートではなく、人間がいじめの発見をしなければいけない。

教育相談課長 そのとおりである。

里 村 委 員 そうすると、非常にいい点は、アンケートをきっかけに子どもたちが学級担任に直接相談できている。これはすごくいいことである。本人からの訴えが増えているのであるから、子どもたちにとって担任の先生や教職員以外の方に何か相談しようというモチベーションは高くなっていると思う。ますますアンケートで見つけるようなことでは情けないということではないかと思う。

もう一つは、3ページ(4)「スクールカウンセラー等の相談員に相談した」の数が中学校はちょっと増えているが小学校では減っている。近年、スクールカウンセラーの配置に力を入れてきているが、この結果をどう考えるのか。これを手当てしないままにスクールカウンセラーの予算を欲しいというのは、少し合理的な説明に欠けるところが出てくる気もするが、これまで以上にスクールカウンセラーに相談に行けるような環境整備を進めるべきという理解でよいのか。

それから、「保護者や家族等に相談した」が昨年より944件減っているが、これはどう考えたらいいのか。

教育相談課長 スクールカウンセラーは増員していただき、原則週1回、全校に配置している。いじめに関しては、週1回学校に来ていただくスクールカウンセラーは非常に有効である。ただ、事案が発生したときにスクールカウンセラーがすぐに稼働できるかと言われると、まだ対応が十分ではないという点も学校現場としてはあろうかと思う。例えば、いじめに関する相談を子どもに向ける場合には、まず先生方が介在して調整した上でスクールカウンセラーとのカウンセリングに持っていくなど、そういう前段の手順を踏まえながら対応しているのが実情である。

それから、「保護者や家族等に相談した」が減少しているのは、これから要因を調査していく必要があると思うが、児童生徒から相談を受けた際に、いじめられたことを親に話したくないという訴えがあり、対応に苦慮するというケースの相談は相談課に何件か上がっている。

里 村 委 員 非常によくわかった。つまりスクールカウンセラーは必ずしも初めの相談窓口ではなく、問題が起きたときに専門的な知見をもとに、先生と一緒にあって対応していく

ということで整理すれば良い。

それから「保護者や家族等に相談」については、保護者に相談したくないという子どももたくさんいるようであるから、それよりも学級担任に相談する件数が増加傾向にあるので、それをさらに力強くしていくということで理解をさせていただいた。

花輪委員 里村委員の質問への回答で、混乱してしまったのであるが、担任の先生が子どもたちの行為を見て、これはいじめであると認識したのが小学校では517件。アンケートをとれば、いじめられているという認識を持っている子がわかる。その子に向かって、「先生にちょっと相談してみない」と促したものはどうカウントされているのか。私の理解では「学級担任に相談した」の8,679件に含まれていると思っていた。児童生徒からの主体的な相談で8,000件以上の数にはなるとは考えにくい。

教育相談課長 「学級担任に相談した」という言葉は、子どもが主体的に担任の先生に相談したということであるが、各学校が回答を作成する際に、認識が混在している可能性があると思う。つまり、主体的に子供から相談を受けたものだけでなく、アンケートによって発覚したものを学級担任が子どもに水を向けて「どういうことだったの」と聞き返したものが混在していることが考えられる。

花輪委員 それであれば納得できる。

吉田委員 今話を聞いていて、より心配になったのが「相談していない」という項目である。この子どもたちへの対応のあり方はどうなのか。この調査は調査で終わってしまうのであるが、実際に誰にも相談していない子が相当数いることを前提にして今後どういう対応をしていけばいいのかということも考えていかなければならない。

教育長 これはしっかりと学校でいじめ問題を察知したら、子ども、保護者に当たるのが大前提なので、この数字はゼロにならないといけない。この調査のまとめ方は、文科省の整理の仕方もあるが、我々としては察知したらそれは全て学校側が児童生徒に問いかけて、状況を確認するといった対応が必要であると思う。

里村委員 いろいろな意見が出たが、このアンケートをどういうふうに咀嚼していくかという意見であったと思う。このアンケート調査の結果について、いい方向で流れていることと、まだまだ手つかずになっているところがあるので、次回の教育委員会で説明していただきたい。いじめの問題への対応をきちんとやるという原点に戻って、精査をし、理解したうえで施策を実施していく必要があると考える。

教育相談課長 改めて、各項目に対して学校がどういう状況で回答しているのか確認する。特に「誰にも相談していない」という回答の数については、今回の調査とは別に実態把握調査を実施しており、その中にある、アンケートとしていじめられると記載する以前には「誰にも相談していない」という設問を計上している可能性もあるので、その辺を確認した上でご報告する。

教育長 アンケート前後の時系列もあるし、それから学校で先生方から積極的に察知して子どもに問いかけることもあるだろうから、内訳を精査する必要がある。「誰にも相談していない」というのは、自分からは相談をしていないという意味合いであればまだしも、本当に誰にも相談をしていないのであれば、あってはいけないことなので、その部分の精査、分析をお願いする。

4 付 議 事 項

第 27 号議案 仙台市教育委員会表彰規則の一部改正について

第 28 号議案 教育長に対する事務委任等に関する規則の一部改正について

(教職員課長 説明)

花 輪 委 員 表彰制度を拡張することに賛成する。とても良いことであると思う。特に教育奨励表彰の中でも教育貢献部門で、先生方だけが対象になっていたものが市の教育委員会で働いている全員が対象となることは良いことだと思う。言わずもがなかもしれないが、新しい賞をつくと、数年間が肝であると思う。どういう方の、どういう事柄が表彰されるのかという最初の 2、3 年程で、この賞に対する考え方を決めてしまうと思うのである。

お願いしたいことは、できるだけ初年度、2 年度、3 年度は、事務局主導でもいいと思うが、様々な活動をしている方々をどんどん推薦して貰えるようリードして、いい賞にしていだけたらと思う。

教 職 員 課 長 本日、この改正についてお認めいただいた後、実施要領や選考基準などの詳細を設定していく。それらをもとに、事務局でリードして実績を上げていくように進めてまいりたい。

里 村 委 員 私はいろいろ活躍している先生方、教職員も含めて、職員の方を褒める仕組みを作るべきであるという話をしてきたが、ようやくここに実を結んだという思いがする。

運営について花輪委員からもご意見があったが、その年その年の候補者を選任するのではなく、来年はどうだろうか、再来年だったらどうだろうか、3 年ぐらいのレンジで候補者を幅広く、日ごろから検討しておくことが大事である。出たところで褒めようというのではなく、候補者を何人か持っている中で、今年はこの人にしようという運営をされることをお願いしたい。

もう一つは、対象が 40 歳以下というものにすごく抵抗がある。これを見た 41 歳の活躍した人たちはどう思うかということを考えないといけない。41 歳を外すという旗を掲げることが理解できない。年齢の制限を入れた理由を聞かせてほしい。しかも、教育実践部門には入れて、教育貢献部門には入れていない。その理由もお聞きしたいと思う。

教 職 員 課 長 教育実践部門の設定については、どうしても若手の教員が表彰される機会が少ないという現状があることから、当初は 35 歳以下という設定を想定していた。しかし、実際には 40 代の方でも活躍している教員はたくさんいるので、40 歳以下に幅を広げ、さらに「おおむね」という文言をつけることで、対象の幅を持たせた上で若手部門への表彰を広げたいと考えた。

里 村 委 員 趣旨は理解したが、反対である。わざわざ年齢制限を入れなくとも、実際に選考する際に、40 歳以下の方を選べばいいだけである。つまり、ベテランは除くという旗を掲げる必要があるのかという質問である。褒めるときに排除の論理はよくない。実際には最初の数年間の表彰者を見れば伝わる。つまり排除の論理を規定に書いて褒めるというのは、良くない。永年というのを外す意味が半分なくなってしまうと思う。年齢制限を入れなくとも、推薦する人をしっかりと選べばいいわけである。

教 職 員 課 長 もともと教育功績者表彰という表彰制度があり、そちらは年齢制限を設けていない。そのためどうしても表彰されるのがベテラン層に偏っているということもあり、若手

の表彰を積極的に拡充していきたいというのが今回の制度拡充の出発点であり、ベテラン層を排除するという視点ではない。ベテラン層で功績顕著な者には教育功績者表彰で表彰することを検討していくので幅を広げているということである。

里 村 委 員 その功績者表彰と奨励表彰の両方の規定をこの場に出してもらわないと議論にならないと思う。全体の制度を見せてもらった中で新設する部分について議論しないといけないと思う。若手を表彰することに反対しているわけではないが、制度の立て付けをもっと上手くできないのかと思うわけである。いかがであるか。

次 長 資料が十分でなかったことは、大変申し訳なく思う。今回の教育委員会表彰規則の改正については、別紙2の表の具体的な中身は、今後実施要領などで規定するものであり、教育委員会規則そのものの改正としては、新しく2条に一部文言を追加するものと、8条に教育奨励表彰を追加する部分の審議をお願いしたところである。

里 村 委 員 規則の改正について教育委員会で決定することについては、その後にある考え方についてきちんと説明していただかないと、規定の改正について責任を持った意見を言えない。この規定の改正自体、全然反対していない。新しい制度はどういう考え方で設置したのか、どのように運用していくのか、その点が議論点ではないのか。

次 長 委員ご指摘のとおり、全体像が不十分であるということであるので、要領その他、細かい部分については改めてご説明をさせていただくということによろしいか。

里 村 委 員 私は、40歳以上と制限する必要はないと言っているのである。若手を選びたいということには賛成している。40歳という数字を出したいのかというのが質問である。実際に30歳代の人、20歳代の人、場合によっては48歳の人を選べばいいではないか。つまり、外形で選ぶ人を絞っていききたいという気持ちがあるので年齢を書きたいと疑わざるを得ない。そうではなく、48歳でも42歳でも25歳でもいいではないか。つまり数字を入れたいという考えに私はすごく疑問を感じる。

次 長 繰り返しになって申し訳ないが、41歳以上の者を排除するという考え方ではなく、これまでの経緯として教育功績者表彰に推薦されてくる40代や30代後半の者もいたわけであるが、全体の表彰者の数や功績のバランスを考えたとき、若い人なのでもう少し頑張ってもらってからとか、あるいはもう少し経験を積んでからということなどで教育功績者表彰から漏れていた若手がいる。そういった功績がありながら功績者表彰一本であったために表彰されなかった若手を表彰したいという意図で今回の奨励表彰を設定した。どうしても漏れてしまっていた40歳以下の者をということでここに年齢制限を考えた。ベテランを排除するのではなく若手を表彰したいという思いでの年齢制限である。

里 村 委 員 今の説明を解釈すると、教育功績者表彰のほかに教育奨励表彰をつくる意味を年齢でもって説明しているのである。教育功績者表彰のほかに教育奨励表彰をつくる意味は何かと聞かれたときに、若手を表彰したいからであると。その若手ということで40歳という数字を出してきているというのが皆さんの論理構成であると理解した。皆さんの論理で答えると、教育功績者表彰にはまだ若いからと漏れていた人をこれから表彰していくとなり、しばらくは45歳とか46歳の人を選ばなければだめではないか。もしくは45歳とか46歳の人はまだ若いといって漏れていたわけだから、2～3年待ってから教育功績者として表彰しようという考えなのか。そんなことで表彰制度は運営できない。結局は年齢に関係なく、いい人を選ぶというパワーが身につかないで、この用意した表彰素材を順送りにやっていくだけの作業になる。つまり、年齢を

非常に重要視した表彰制度であることが否めない。

副 教 育 長 「おおむね 40 歳以下」あるいは「10 年」という数字はお出ししたが、40 歳という数字にこだわるわけではなく、現場の校長に対し、若手を積極的に推薦してくださいということが伝わるように、数字を載せるかどうかも含めて検討する。

花 輪 委 員 教育功績者表彰はその人が先生になってから長年の蓄積の中でいろいろなところでリーダーとして頑張ってきた人というような、抽象的に言うと、その人全体のこれまでの実績を評価して表彰するもの。一方で、奨励表彰は、例えばある部活が全国で 1 番になったとか、特定の分野で秀でた指導をして本市の教育に貢献した人を表彰するものだと思っていたので、必ずしも年齢にこだわる必要はなくてもいいと思う。

里 村 委 員 今の花輪委員の指摘も大事な点である。つまりトータルで熟成して貢献したという人の褒め方と、顕著な活躍をしたときに、遅れることなく表彰するという褒め方があると思う。そういう表彰の違いを加味すると、年齢制限以外にも方法は幾らでもあると思う。

吉 田 委 員 表彰内容の明確化という言葉に尽きると思う。そうすると、おのずと対象もわかってくる。若手という条件があったが、表彰内容が内容であるから、極端に言うと 50 歳代の学級経営の優秀な人も出てくると考えれば幅も広がり、みんなの励みにもなると思う。

梅 田 委 員 この表彰の名称は教育奨励ということで、やはり今後も奨励して頑張っていってほしいから表彰するということであると思うので、そもそもの意味合いからして、58 歳とか 59 歳の人よりは、これからまだまだ伸びしろのある人たちの活躍を認めてもっと伸ばしてくださいという形の表彰になっていくと思う。そのあたりの意味合いがはっきりしてくれば年齢制限はつけなくても十分浸透していくものではないかと考えている。学会等でも研究奨励賞というのはやはり若手が対象なので、名前の意味で伝わっていくと思う。

教 育 長 委員の皆様のご意見を聞いて、教育功績者表彰と何が違うのかという点を明確化すれば、解が見えてくるのでは。そういう意味で、実際にどういった業績を対象にするかということをもっと具体的に、あるいは校長先生に伝わる表現を考えて、その中で年齢や経験年数という部分がついてくるといった感じを受けた。その点は事務局のほうでさらに精査していただき、進めさせていただきたい。

里 村 委 員 この賞は 2 度受けられるのかという質問についてどう答えるのか。

次 長 奨励部門で 2 度ということもあるであろうし、教育奨励表彰を受けた者が後々功績者表彰を受けることも当然あり得ると考えている。

教 育 長 そういった検討を加えるという前提で審議を進めていきたいと思う。

さまざまなご意見をいただき、事務局でも今の意見を受けとめ、さらに精査することになるが、ほかにご質問、ご意見がなければ、本日はしっかり到達点を明らかにしたいと思うので、それぞれ、提案した議案に対して、皆様方の採決を行っていただきたいと思うが、よろしいか。

(異議無し)

原案のとおり決定

第 29 号議案 仙台市いじめ問題専門委員会の委員の委嘱について

(教育相談課長 説明)

原案のとおり決定

5 閉 会